

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育成果に関する目標を達成するための措置

(学部の学科、研究科の専攻等の名称及び学生収容定員は別表のとおり)

① 学部教育の成果に関する目標を達成するための措置

○普遍教育(教養教育)の充実に関する具体的方策

◆ 普遍教育センターが企画、運営した新カリキュラムの実施状況と効果を検証し、普遍教育と専門基礎教育のより一層の充実のため、カリキュラム改革を進める。

・ 言語教育センターは、語学教育のうち、特に英語教育に関しては、TOEIC等のスコアに基づく習熟度を加味したカリキュラム編成及びコンピュータを活用したCALL英語教育など学習体制を整備し、英語学習に対する学生のモチベーションをさらに高め、自習時間の増加に努める。

・ 言語教育センターと国際教育センターは協力して、海外語学研修コース及び海外派遣留学プログラムの充実と参加学生数の増加を図るとともに、履修学生数の推移及び研修内容と効果の面からプログラムの見直しを図る。

・ 普遍教育科目の「情報リテラシー科目」を検証し、各学部の情報処理教育を、情報技術の修得と情報倫理教育の観点から一層充実させる。

・ スポーツ・健康科学の、カリキュラムの充実を図るとともに、学習環境整備に努める。

・ 普遍教育カリキュラムの内容について、各学部の教育理念を考慮し、より一層の改善と充実を図る。また倫理教育を重視して体験学習や奉仕活動に関わる授業科目をより充実させる。

○各学部・学科における専門教育の質の向上に関する具体的方策

◆ 各学部は、専門科目の構成と内容等に係る検証結果に基づき、大学院教育との連携を図る。

◆ 各学部は、基礎学力に応じたクラス編成等の教育効果を検証し改善を図る。また、専門基礎科目の内容の検証を進めて改善を図り、専門教育の高度化と複雑化への対応に努める。

○学部教育の成果を検証するための具体的方策

◆ 各学部は、教育理念と特性に応じて、関連の国家試験、資格試験及び教員採用試験等への合格率の目標と達成度について検証を進め、カリキュラム構成、教育内容、実施状況等を点検し、改善に努める。

◆ 各学部は、学生の留年や退学状況の分析を行い、留年者や退学者の減少を図るための修学指導等の改善策を検討、実施する。また、GPAの有効利用と単位の実質化を図る。

◆ 言語教育センターは、普遍教育センターや各学部と連携して、英語の外部試験(TOEICなど)を活用して英語教育を進めるとともにその成果を検証し、学習到達目標の達成に努める。

② 大学院教育の成果に関する目標を達成するための措置

○大学院教育の充実に関する具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）は、修了者の進路や満足度等に関する調査結果に基づいた評価を行い改善策を検討し、目標とする修了者の進路別割合の達成を図る。
- ◆ 各研究科（学府）は、博士課程学生への経済的支援等により、大学院生が独自性を発揮して研究に取り組むことのできる体制を充実させる。また、知的財産に関するセミナー等を開催し、特許申請に関する指導の充実を図る。
- ◆ 各研究科(学府)は、文理融合的知識の修得並びに複数学位の取得に関するシステムの構築を検討する。
- ◆ 各研究科(学府)は、英語による授業を拡充する。

○大学院教育の成果を検証するための具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）は、大学院生の海外研修・国際研究集会等への参加、国際学術雑誌への論文投稿等を奨励し、その拡大を図る。
- ◆ 各研究科（学府）は、大学・研究所・企業等への就職を含め、各人の資質・志向に対応した適切な進路指導を行う。
- ◆ 各研究科（学府）は、専門領域（専攻）ごとの早期修了の実施実績の把握・検討結果を踏まえ、その運用方法について必要に応じ見直しを行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 学部教育の内容等に関する目標を達成するための措置

○求める学生像や学生募集方法・入試のあり方(アドミッション・ポリシー)を明確にするための具体的方策

- ◆ 全学及び各学部は、確立したアドミッション・ポリシーのより広範囲な周知徹底を図る。
- ◆ 各学部は、入試広報内容と広報手段および広報活動の充実と改善を進める。

○アドミッション・ポリシーに従った入学者選抜方法の検討・導入に関する具体的方策

- ◆ 各学部は、一般選抜を含めた多様な選抜方法の改善、導入に努める。
- ◆ 各学部は、入学志願者数の動向及び社会的要請等についての分析を踏まえて、入学定員とカリキュラム等の検証と改善に努める。
- ◆ 全学的に整備した転部・転学科制度を検証し、改善に努める。

○高等学校との緊密な連携及び飛び入学に関する具体的方策

- ◆ 高大連携の協定に基づく高校生の大学授業聴講制度に関する検証を踏まえて実施方法・講義内容等の改善に努め、また高等学校との連携体制を強化する。
- ◆ 先進科学センターは、既存の3分野の先進科学プログラムに加え、新分野のプログラムの整備と入学者選抜を実施し、また高校と海外研修受入れ機関との連携を強化して、飛び入学制度の一層の充実に努める。

○教育目的・目標に即した体系的な授業内容を提供するための具体的方策

- ◆ 各学部等は、平成19年度実施の普遍教育改革に伴う履修要件の改訂による効果を追跡し、専門教育と普遍教育との連携の観点から専門教育のカリキュラムを検証する。
- ◆ 大学ホームページに公開されている各学部と普遍教育センターの授業科目のシラバスは、各学部の学習到達目標を反映した構成と内容であることを検証し、学生の意見を反映して必要な改善に努める。
- ◆ JABEEプログラム関連学部は、認定審査および継続審査に向けての教育プログラムの検証と改善に努めるとともに、学部の教育目標に沿ったカリキュラムの改善の中で新規プログラム申請の可能性を検討する。

○教育課程や授業の特性に合致した授業形態、学習指導法等を行うための具体的方策

- ◆ 各学部は、少人数制の「導入ゼミ」の効果を検証して改善を進め、また専門教育での少人数教育を充実させる。
- ◆ 各学部は、学部全体または分野ごとに全ての教員を対象として、モデル講義等のFD（ファカルティ・ディベロップメント）を実施する。
- ◆ 各学部は、単位実質化のために履修科目登録の上限設定の導入について検討する。既に導入済みの学科等においては、学生の評価を含む点検を実施して改善を図る。
- ◆ キャンパス間及び学部間に均質の教育サービスを提供するための教育用デジタルコンテンツの開発を続け、情報基盤を活用した授業科目への利用を増加させる。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ◆ 各学部および普遍教育センターは、各授業科目の特性に応じた成績評価法をシラバスに明示するとともに、成績評価方法を検討する。
- ◆ 各学部および普遍教育センターは、各授業科目のGPAの利用方針を検証し、それに基づいた有効活用を図る。
- ◆ 各学部は学生自身による学習到達度評価が可能で適切な方法について、学生の意見も含めて検討し、その導入を積極的に進める。
- ◆ 各学部・研究科（学府）における表彰及び学長特別表彰等の顕彰制度を、十分周知させ、学生の勉学や研究意欲を高めるために、効果的に運用する。

② 大学院教育の内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーを明確に示すための具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）は、案内冊子、学生募集要項、ホームページ等による広報活動が続けるとともに、教育研究方針や内容を直接案内する大学院説明会等を開催して、研究科に相応しい学生の受け入れを図る。

○多様な入学者選抜方法を検討・導入するための具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）は、入学者の数と質の両面から、定員を確保する。また社会的要請に沿って入学者選抜方法の多様化を検討し、可能なものから導入する。

○留学生及び社会人を積極的に受け入れるための具体的方策

- ◆ 国際展開企画室は、留学生比率向上のための対策を講じ、各研究科（学府）は、留学生受入のための広報及び選抜方法の多様化を検証して、優秀な院生等の獲得を図る。
- ◆ 各研究科（学府）は、社会人学生比率向上のため研究科ホームページ等を利用した広報活動を積極的に行う。またブラッシュアップ教育プログラム等の実施に向けた検討を進める。

○進路の多様化に配慮したカリキュラム編成及び弾力的な履修を実現するための具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）は、学際性・総合性を含む幅広い知識の修得を可能にするため、専攻領域以外からも受講できるカリキュラムをさらに充実させる。
- ◆ 各研究科（学府）は、修士課程（博士前期課程）修了後の進路に配慮した、長期履修制度等の教育カリキュラムの整備や改善を図り、また社会人を含む多様な学生に配慮した早期修了制度や柔軟な論文審査日程等に対応する。

○独創的、先端的研究の成果を反映させた教育を実施するための具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）及び大学院教育企画室は、大学院担当教員全体を対象に、FD研修を継続的に企画・実施し、教育研究指導方法の改善を図る。
- ◆ 各研究科(学府)は、飛び入学制度で入学した学生を含む優れた学生の独創性を伸長させるために、獲得した各種プログラム等を活用し、大学院教育の改善を進める。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）は、学位論文審査の規程を見直し、当該専門分野外の教員の参加、外部審査委員の参画等を推進し、また、審査基準の明確化に努める。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教育実施・支援体制の整備に関する具体的方策

- ◆ 大学院教育企画室が核となり、学際的な教育体制を整備するための部局間の調整システムの実現を図る。

◆ 各部署は、専任教員の授業担当状況、非常勤講師が担当する授業科目の受講状況等を調査し、適正な非常勤講師の任用に努める。また、TAの活用による教育支援策を構築・実施するとともに、TA以外の教育支援体制についても検討する。

◆ 普遍教育センターは、平成19年度に決定した普遍教育への連携協力方法に基づき、全学運営体制の充実を図る。

○教育環境の整備・充実に関する具体的方策

◆ 学長が学生の意見を直接聴取するための懇談会を定期的で開催し、学生の要望を取り入れた改善を検討・実行する。各学部・研究科(学府)においても、学生の要望の把握と実現に努める。

◆ 各研究科(学府)は、全学的な建物整備計画の進捗を踏まえながら、大学院生の教育研究環境を調査して、所要の整備を進める。

◆ 講義室、ゼミ室等における情報環境の整備について、全学的な調査結果を参考にマルチメディア時代に対応した教育環境を実現する。

○図書館機能の高度化とデジタル・キャンパス化を推進するための具体的方策

◆ 附属図書館は、自ら策定する方針に基づき、以下の措置を講ずる。

・ 学习上必要な学術資料の充実を図るとともに、施設・設備を整備し、利用環境の充実を図る。

・ 普遍教育教養コア科目のカリキュラムに即した授業資料ナビゲータを作成し、提供する。また情報リテラシーに係るガイダンスを行い、授業を支援する。

・ 土日祝日の開館時間延長の本実施を行うとともに、閲覧席の配置等を見直し、閲覧環境の整備を図る。

・ 各種電子コンテンツを充実させ、学術成果リポジトリ (CURATOR)と研究者情報データベースの連携を推進する。また、電算機導入以前の図書目録の電子化事業を総括するとともに今後の計画について検討する。

◆ 学生の情報基盤利用環境について、ハード面・ソフト面における整備状況を点検し、必要な改善を図る。

○教育評価の実施及び評価結果を質の向上・改善に結びつけるための具体的方策

◆ 各学部・研究科(学府)は、新「点検・評価規程及び実施要項」に基づき、適切な自己点検評価を行い、認証評価機関による評価結果を有効に活用する。

◆ 新「点検・評価規程及び実施要項」に基づき、認証評価及び法人評価の評価項目を活用して教育研究等の点検評価を実施する。

◆ 各種研修計画において、より効果的な研修内容を検討し、実施するほか、教職員に対し学内外における各種のワークショップ・講演会等への積極的な参加を奨励し、受講率向上を目指す。

◆ 各学部等は教育の質的向上を図り、教員のモチベーションを高めるため、ベストティーチャー賞受賞教員等によるワークショップを効果的に実施する。

○教育面における他機関との連携を強化するための具体的方策

- ◆ 各学部・研究科（学府）は、単位互換制度を推進し、また合同ゼミ等により、国内外の大学・関連機関との教育交流をより一層展開する。
- ◆ 各研究科（学府）は、放送大学、国立歴史民俗博物館、アジア経済研究所、かずさDNA研究所、放射線医学総合研究所、産業技術総合研究所、理化学研究所等との交流を継続し、より充実した連携・共同教育を推進する。

○全国共同教育を推進するための具体的方策

- ◆ 医学部は、大学間共用試験の成績を単位認定に活用する。また、薬学部は、今後実施予定の事前実務実習、共用試験など薬剤師教育の具体案について策定を進める。
- ◆ 看護学部附属看護実践研究指導センターは、全国共同利用施設として行っている研修の内容や実施方法を検討し、遠隔地教育の実施に向けて改善を図る。

○学内共同教育を推進するための具体的方策

- ◆ 情報教育実施体制をハード・ソフト面ともに検証し、情報基盤整備計画により、その充実を図る。
- ◆ 言語教育センターは、外国語及び日本語のコミュニケーション能力・総合運用能力の向上に努める。また、国際教育センターは、留学生の日本語学習支援・留学生生活支援等の推進に努める。
- ◆ 先進科学センターは、先進科学プログラム（飛び入学による教育課程）実施学部である文学部・理学部・工学部とのより一層の連携強化とともに、全学の意見を聴取して、さらなる発展・展開をめざす。

○学部・研究科等の教育実施体制等の整備・充実に関する特記事項

- ◆ 教育学研究科は、教育実践・教育現実を見据えた開発型・提案型の教育研究をはかるために改組を検討する。
- ◆ 法科大学院、人文社会科学研究科の設置に伴う学部改組、教員組織の再編について検討する。
- ◆ 学術推進企画室及び各研究科（学府）において、他の複合的・文理融合的な課程の設置可能性を検討する。
- ◆ 薬学教育6年制実施に伴う、カリキュラムの整備、実務実習体制の確立、共用試験実施体制の整備を推進する。
- ◆ 看護学部附属看護実践研究指導センターの機能拡充について、研究成果等の発信拠点として組織体制を整備し、機能の充実を図る。
- ◆ ものづくり技術に関する実践的教育研究の場として、工学部附属創造工学センターの機能を充実させる。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生生活空間の確保に関する具体的方策

- ◆ 学生が利用できるスペースの増設、学生寮の整備について、課外活動サポート企画室及び学生寮サポート企画室を核として継続的に検討し、可能性の高いものから実現を図る。
- ◆ 室内環境・設備、情報基盤等のアメニティーの向上に資するため、キャンパス整備企画室を中心に、利用者のアンケート等の現状評価の根拠資料を継続的に収集できる仕組みを構築し、その評価を行う。

○多様な学生のニーズへの配慮に関する具体的方策

- ◆ 多様な経歴と勉学志向を有する社会人の修学支援が全学的に進むように、部局ごとにニーズと取組課題を明らかにし、可能なものから実現を図る。
- ◆ 留学生等の修学に配慮した英文版学生募集要項、英文シラバスの作成を留学生の必要に応じて進める。
- ◆ 国際教育センターが中心となり地域のボランティア団体と情報・意見交換を継続して行うことにより連携を一層緊密なものにする。また、各学部・研究科（学府）においては、学生・教員・地域ボランティアの連携による、きめ細かな留学生への生活支援の充実を図る。
- ◆ 障害学生修学サポート企画室を中心に、身体上の障害がある学生に対するこれまでの学習支援対応について、対象学生による評価を実施し、より一層強化すべき課題を検討し、改善計画に反映させる。

○学習支援を効果的に行うための具体的方策

- ◆ 各部局の実情に応じて、単位修得のための助言・支援等の活動を充実する。
- ◆ TA 制度を有効に活用した学習支援を実現するために、TA の活用方法を拡充するとともに TA を担当する院生の指導力を強化する。

○学生の心身の健康や生活に関する相談体制を整備するための具体的方策

- ◆ 学生相談企画室が中心となり、各種の全学的相談体制と学部の相談体制の連携システム、運用方法について、検討し、学生の相談支援を一体的に行うとともに3キャンパスの支援サービスの均質化を図る。

○学生生活支援の充実に関する具体的方策

- ◆ 各学部等は、学生アンケートや意見聴取を通じて、学生の生活実態や意向の把握に努め、改善計画を検討・実施する。
- ◆ 外部資金等を財源とした留学生に対する奨学金支給を引き続き実施する。
- ◆ 課外活動サポート企画室を中心にして、学生の意向を把握して、体育館等の課外活動施設について、緊急性を勘案して、可能なものから順次改修を図る。
- ◆ ボランティアサポート企画室を中心にして、ボランティア活動等の実態を継続的に調査し、社会貢献度の高い活動等に対して学長表彰制度の運用を図る。

- ◆ 国際教育センターと言語教育センターは協力して、海外派遣学生、海外語学研修学生に対する支援内容を充実させると共に、各部局と連携して協定校の拡充を図り、多様なプログラムを準備できるよう取組を進める。

○学業と実践との調和ある教育に関する具体的方策

- ◆ 各学部・研究科（学府）は、実践教育をより一層推進するため、インターンシップが可能な企業の開拓、同窓会等と連携したプログラムの充実を図るとともに、多様な実施方策による参加学生数の増加を図る。

○就職相談、就職指導等の支援を推進するための具体的方策

- ◆ キャリアサポート企画室を中心にして就職に関する全学的な指導・情報提供と相談体制をキャンパス間で均質化し、また各学部・研究科（学府）の相談体制を強化し、就職率の向上を図る。
- ◆ キャリアサポート企画室を中心にして、留学生を含むすべての学生に対する就職ガイダンスを充実させ、参加学生数の増加を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- ◆ 全学的支援体制の下で、学術推進企画室を中心にして、21世紀COEプログラムの進捗状況の検証や支援を行うとともに、世界最高水準研究教育拠点の構築に向け努力する。
- ◆ 各研究科(学府)は、国際展開企画室と連携し、国際交流プログラムへの申請を奨励するとともに、大学院生の国際研究集会等での発表支援、COE研究を始めとする国際的共同研究への積極的参加を促し、大学院生による国際的研究の推進・拡充に努める。
- ◆ それぞれの領域における基礎研究を進展させるとともに、学術推進企画室の機能を発揮し、総合大学としての特色を活かした分野横断的な各種プロジェクト研究を更に推進し、多様な学際的研究の充実・発展に努める。
- ◆ 各学部・研究科(学府)及び研究センターは、国際的研究を中心として、国内外の研究機関等と幅広く連携して、それぞれの部局における先端的かつユニークな専門研究分野におけるプロジェクト研究の展開に努める。

○大学として重点的に研究拠点形成に取り組む領域

- ◆ 各学部・研究科（学府）及び研究センターは、ナノテクノロジー、バイオサイエンス、情報通信、環境等の分野における最先端研究の企画立案や推進を図り、国際レベルの重点的研究拠点形成を目指すとともに、研究セミナー等を開催し、積極的に成果の発信に努める。
- ◆ 各学部・研究科（学府）及び研究センターは、共生・資源循環・環境調和・持続的発展・福祉・公共等をキーワードとする独自性のある研究テーマを中心に、学内外における機関との連携を進め、学際的かつ先端複合研究を推進する。
- ◆ 県内の各種教育研究機関・自治体・企業・住民等と連携し、千葉圏域に係わる多様な総合的地域研

究プロジェクトを推進する。

◆ 学術推進企画室は、進行中の特色あるプロジェクトを支援するとともに、新たな研究プロジェクトの発掘に努める。

○研究の成果を社会還元するための具体的方策

◆ 各学部・研究科（学府）及び研究センターは、それぞれの教育研究計画に対応し、学内並びに千葉圏域における研究集会・シンポジウム・公開発表会等を活発に開催し、教育研究成果の社会的還元に積極的に努める。

◆ 産学連携・知的財産機構は、技術移転機関（承認 TLO）としての活動を充実させ、亥鼻地区の大学連携型インキュベーション施設を有効に活用して、産官学連携による研究活動を推進する。

◆ バイオテロ対策に関わる研究を推進するとともに、緊急時の要請に応えられるように努め、千葉県内における地域関連機関・組織と連携した危機管理対策ネットワークを充実する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○柔軟な研究組織の組換えを可能とするための具体的方策

◆ 学術推進企画室と部局の学術推進企画室の連携により、COE を始めとする拠点研究組織を編成し、研究者の重点配置を行う。

○研究環境の整備及び研究支援に関する具体的方策

◆ 平成 19 年度に改訂した配分指針に基づき、研究支援要員の確保及び適正配置を行い、全学的研究レベルの向上に資する。

◆ 学長裁量経費及び部局長裁量経費の配分の支出効果を検証し、研究支援を活性化する。

◆ 競争的資金の間接経費等について、大学の研究環境の向上を図るため、効果的な配分を行う。

◆ プロジェクト型の研究や競争的資金による研究スペースの利用状況確認と確保を行い、スペースを有効活用し、研究レベルの向上に資する。

◆ 研究者の交流及びリフレッシュのためのスペースのあり方を検討し、その結果を反映した整備を進める。

◆ 学術推進企画室は大型研究機器の全学的共同利用を推進するとともに、新しいニーズに対応し、状況の変化に柔軟に対応する。

○研究評価の実施及び評価結果を研究の質の向上に活用するための具体的方策

◆ 各部局は平成 19 年度に決定した研究成果等の指標を活用して、自己点検・評価の実効性を高め、研究水準の向上を図る。

○全国共同研究の推進に関する具体的方策

- ◆ 全国共同利用施設である真菌医学研究センターは、真菌感染症に関する研究を推進するとともに、真菌バイオテロ対策の基礎的研究をさらに推進する。
- ◆ 環境リモートセンシング研究センターは、人工衛星データ等のデータセンターとしての体制を整備し、国内外の研究機関との共同研究を通して、蓄積したデータの活用を図る。
- ◆ 社会精神医学教育研究センターでは我が国における司法精神保健に係わる人材を育成する。

○本学の研究資源を融合した学際的共同研究を推進するための具体的方策

- ◆ 21世紀COEプログラムに採択された研究拠点の支援を行うとともに、次期グローバルCOE拠点の新たな育成を図り、千葉大学に固有かつ特徴のある共同研究を展開する。
- ◆ 環境健康フィールド科学センターは、周辺地域と連携しつつ、都市環境園芸、健康・福祉・介護、東洋医学に基づく治療及び創薬等に関する研究・開発・教育プログラムを推進する。また、鍼灸院やケミレストタウン施設の一層の充実を図る。
- ◆ フロンティアメディカル工学研究開発センターでは医療現場に直結する医工学関連の共同研究を推進する。

○研究支援施設等の整備充実に関する特記事項

- ◆ 既存の学内共同利用施設の人材並びに施設、設備、機器等を、有機的に統合し、活力ある研究支援体制を整備するための具体的な方針について検討を行うと同時に、部局の特徴に応じて実施に取り組む。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○教育面における地域社会との連携・協力に関する具体的方策

- ◆ 千葉県・千葉市・松戸市及び教育委員会と連携し、一般市民や小中学生などを対象とする公開講座やシンポジウム、また、教員等の専門職の研修などを実施する。
- ◆ 千葉市の公立図書館等関係機関との連携等を通して、市民への生涯学習支援を深める。
- ◆ 公開講座・高校生対象教育プログラム・施設開放・オープンラボラトリー等をより充実させる。
- ◆ 産学連携・知的財産機構は、東京サテライトオフィスにおけるリエゾン活動や技術発表会などの従来の業務を継続する。また、地域における遠隔教育システムの試行等を通して、職業人教育の発展を図る。

○研究面における地域社会との連携・協力に関する具体的方策

- ◆ 千葉県との連携包括協定を活用すると共に、亥鼻地区に完成したインキュベーション施設へ入居するプロジェクトに対する支援や地域再生研究会等による組織的地域産業振興支援を行う。
- ◆ 各部局の特色を生かした科学・文化上のミュージアム、アートイベント等を通し研究成果の社会還元に努める。

- ◆ 地域連携推進企画室を中心として、NPO等の活動及び地域社会貢献に係わる諸活動を支援する。
- ◆ 各部局は、それぞれの特色を活かし、地域貢献に係わる調査・研究プロジェクトを進展させる。

○医療面における地域社会との連携・協力に関する具体的方策

- ◆ 千葉県、千葉市等の保健・医療等の向上のため、関連部局は、公共事業体等と連携し、社会貢献を進める。

○活発な国際交流を展開するための具体的方策

- ◆ 国際展開企画室を中心として、国際交流の全学的な推進体制を整備し、各部局への支援体制をさらに充実する。
- ◆ 国際展開企画室を中心として、各部局の国際交流を全学的レベルから再調整し、より効率的に交流政策を実施する。また、重点交流校を選定し、格段の交流手段を検討する。
- ◆ 国際展開企画室を中心として、千葉大学の国際化の指針の周知を図るとともに、国際広報活動を展開する。
- ◆ 国際展開企画室は、帰国留学生のネットワークの充実を図り、国際交流を向上させる。
- ◆ 学術推進企画室及び国際展開企画室は、国際交流支援事業への応募を支援する。

○高等教育の拠点としての国際的責任を果たすための具体的方策

- ◆ 各学部、研究科(学府)は、カリキュラム、成績評価及び単位認定制の国際化を従来以上に充実させる。また、国際教育センターは、留学に関するガイダンスを一層充実させる。
- ◆ 国際教育センターは、国際展開企画室と協力して留学生支援の全学連携体制を強化し、留学生へのサービス水準の向上を図る。
- ◆ 国際教育センターは、留学生による日本人学生との交流実績を調査集計し、また学生の授業評価を活用し、発展性のある国際交流科目の実施と内容改善を図る。

○学術研究の拠点としての国際的責任を果たすための具体的方策

- ◆ 国際展開企画室は、国際的研究交流における宿泊などの支援計画を推進するとともに、海外からの研究者受入れ資金の充実を計画し、国際共同研究の増加につなげる。
- ◆ 国際展開企画室を中心に、国際学会・シンポジウム事業展開のための支援システムを充実させる。
- ◆ 教員及び学生の海外派遣支援を実施する。

○国際協力に関する具体的方策

- ◆ 各部局は、国際協力を推進するため、外国人受託研修員の受入れ数の増加を図るとともに、本学の教員の開発途上国への派遣を実施する。

- ◆ 開発途上国への教育支援事業については本学の教育向上も考慮し、国際協力を推進する。
- ◆ アジア総合工学機構等と連携し、アジア諸国の教育研究・産業・行政等の分野での国際相互協力を推進する。

○地域の国際性の向上に貢献するための具体的方策

- ◆ 「千葉県留学生交流推進会議」事務局として、千葉県など地方自治体との協力のもとに、留学生を支援する事業を継続する。また、千葉大学独自の支援事業（千葉大学外国人留学生等後援会等）を推進する。
- ◆ 地域の国際化に貢献する留学生派遣事業を展開する。
- ◆ 留学生と市民との意見交換会を行い、市民による留学生の支援活動の充実を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○専門的かつ質の高い患者本位の安全な医療を提供するための具体的方策

- ◆ 情報システムの活用等により合理的、効率的な診療体制を構築することにより、患者待ち時間30分以内を維持する。
- ◆ 新病棟の開院及び母子センター棟の整備により、患者の療養環境の向上を図る。
- ◆ 医療安全管理部及び感染症管理治療部等を中心に、医療安全、危機管理及び感染防止に配慮して事故等の発生防止に努める。
- ◆ 院内の医療安全の向上及び迅速かつ適切な対応をするため、関係部署の協力のもと、より適切な医療安全教育プログラムを企画・実施する。

○地域医療の充実・向上に貢献するための具体的方策

- ◆ 地域医療連携部が中心となって地域医療連携を推進し、大学病院と地域医療機関との診療情報の共有により、緊密な地域医療連携システムの充実を図る。

○機動的な管理運営体制の実現に関する具体的方策

- ◆ 附属病院の位置付け及び病院長の任期の見直し及び専任化について、執行部会等で検討する。
- ◆ 有期雇用職員制度を活用し、病院長裁量による病院職員の臨機応変な配置を行う。

○増収及び支出抑制を目指した総合的な経営戦略に関する具体的方策

- ◆ 病床稼働率、患者紹介率、平均在院日数及び診療報酬査定率は中期計画の目標値を達成し、診療収入の増加を図る。
- ◆ 適時、適切な経営分析を行い、その分析結果を踏まえた経営改善を図る。

○良質な医療人を養成するための具体的方策

- ◆ 医師臨床研修については改善したプログラムの円滑な実施を図る。歯科医師臨床研修については修了時の到達度を検証し、改善に努める。専門研修については、千葉医師研修支援ネットワークへ参加し、その充実を図る。
- ◆ 臨床教授制度を有効に活用し、卒後臨床研修、後期研修の改善を通して研修医の臨床能力の向上に繋げる。
- ◆ 看護師等コ・メディカルスタッフの教育研修について、受講機会の拡充等を図る。

○先進医療の開発と疾病の予防に関する研究を推進するための具体的方策

- ◆ 疾病の予防法と予防薬の開発に寄与する研究を推進するとともに、高度先進医療の承認件数の増加に努める。
- ◆ 臨床研究の基盤整備を進め新薬等の開発を推進する。

○学内外機関との共同研究等を推進するための具体的方策

- ◆ COEプログラムの推進とともに、COE獲得につながる研究拠点の育成に努める。
- ◆ 他学部等との連携を強化し、放射線医学総合研究所、千葉県がんセンター等との共同研究等の拡充を図り、実施件数を増やす。
- ◆ 臨床研究を積極的に推進し、科学研究費補助金等の外部資金の増加に努める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○研究開発校としての役割を果たすための具体的方策

- ◆ 附属学校及び附属教育実践総合センターの教員と大学教員とが連携・協力して附属学校の教育研究に参加する体制を充実させ、カリキュラム開発と学習指導法開発の実践及び研究を支援する拠点を形成して、積極的に研究開発に取り組む。
- ◆ 附属小・中学校の児童・生徒数の適正規模化のため、学年進行に従い、附属小・中学校の入学定員をそれぞれ1学級減とするとともに、多様な児童・生徒の入学を促進するため、入学者選抜方法の改善についてさらに検討を進める。
- ◆ 園児・児童・生徒の実態に即したカリキュラムの改良や教育環境の改善を行いながら、附属学校間の連携教育のあり方について継続的に検討し、研究開発校として相応しい基盤整備を行う。

○教員養成の質の向上に関する具体的方策

- ◆ 実習のあり方を点検し、学部学生の教育実習及び教育学研究科学生の研究的な実習などの充実を図るとともに、学部・大学院の教育研究の発展に資する実習の将来構想を策定する。

○機動的な学校運営及び安全な教育環境を実現するための具体的方策

- ◆ 学校評議員制度のあり方について点検するとともに、学校評議員の意見を積極的に取り入れて、学校運営の多角的な改善に努める。
- ◆ 附属学校と学部との連携のあり方について点検を行いつつ、附属学校の運営面における教育学部としての一体性を一層強化するとともに、今後の運営組織のあり方について検討する。
- ◆ 防犯カメラや警備員の有効な活用を図り、防犯訓練・緊急時避難訓練などを計画的に実施して、安全管理体制を一段と強化するとともに、今後の安全管理全般のあり方について再点検を行う。

○公立学校との円滑な人事交流を推進するための具体的方策

- ◆ 千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会などとの連携を強化し、研究開発と教育開発に重点をおいて人事交流を活性化するとともに、研修制度を整え、教職員研修の一層の拡充及び受講の促進を図る。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○運営組織を円滑に機能させるための具体的方策

- ◆ 学長の職務を補佐するため、理事・副理事の下に設置した学生支援、学術推進等のための6機構、6室のほか、必要に応じて新たな機構等を置くことにより、機動的かつ効率的な管理運営を実施する。
- ◆ 学生支援、学術推進等のための6機構、6室のほか、必要に応じて新たな機構等を置くことにより、教員と事務職員が一体となって、効率的な運営を行う。
- ◆ 各学部等は、設置した代議員制、学部運営会議等を活用し、学部等運営の改善と効率化を進める。
- ◆ 各学部等は、副学部長等の活用を図るとともに、学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営を行う。
- ◆ 前年度の監査結果を踏まえ、監査方法等の改善を図り、適正な監査を実施する。

○教職員の迅速な情報の共有化に関する具体的方策

- ◆ 統合メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、一斉メール配信システム等の活用を図り、情報の発信・流通を効率的に行う。
- ◆ 大学・学部のホームページ等を活用し、事業内容等の積極的な情報伝達及び情報の共有を図る。

○効果的な学内資源配分に関する具体的方策

- ◆ 学長裁量経費等の効果的な活用を図るため、学術推進企画室において評価を行い柔軟な配分を行う。
- ◆ 各部局においては、部局長裁量経費の活用方針に基づき、戦略的・効果的な資源配分を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の柔軟な再編に関する具体的方策

- ◆ 部局や学問分野の枠を超えた調整・相互協力を図り、柔軟な人員配置を行う体制の整備をさらに進める。
- ◆ 学部・研究科等の教育実施体制及び研究支援施設の整備・充実を検討し、可能なものから計画を実施する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○個性及び能力を生かし得る人事システムの構築に関する具体的方策

- ◆ 「組織再編と定員削減に向けての基本方針」に基づき、人事の計画的運用を行う。
- ◆ 各部局における個別の教員選考にあたっては、年齢・性別・国籍等のバランスに配慮しつつ、公募制の徹底を図るとともに、人事の透明性を高める。
- ◆ 各部局は、必要に応じて任期制の導入を図るとともに、教員の教育研究等の活動業績を一定期間ごとに再審査して評価することについては、「大学教員の定期評価に関する規程」に基づき、適切に導入する。
- ◆ 非常勤職員等を一般事務職員に採用するシステムなどにより、専門知識を有する優秀な人材の確保に努める。

○インセンティブを付与するシステムの導入に関する具体的方策

- ◆ 教育研究等に関して特に功績のあった教職員に対する評価に基づくインセンティブ付与のシステムを、継続的に実施する。

○人件費削減の取組に関する具体的方策

- ◆ 総人件費改革の実行計画を踏まえて策定した教職員の人事計画に基づき、計画的な人員管理を行い、人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○柔軟な事務処理体制を構築するための具体的方策

- ◆ 機動的、効率的な事務組織の整備を進め、人員を効率的に活用する。
- ◆ 職員の資質向上を図るため、更なる研修内容の充実と大学運営に関する専門能力を有する職員の育成を進める。

○業務の簡素化、迅速化に関する具体的方策

- ◆ 事務処理方法等の見直しを図りながら、定型的な業務のマニュアル化を推進する。
- ◆ コンピュータ処理及びIT利用による事務処理の簡素化・迅速化をさらに推進する。
- ◆ 国立大学法人間の連携・協力体制の中で、効率化が見込まれる業務について、協同で実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金等外部資金の増加に関する具体的方策

- ◆ 科学研究費補助金の部局別応募状況や採択状況を示すとともに、説明会の開催や学内HP等により、科学研究費補助金応募の奨励を行うことにより、採択件数の増加を図る。
- ◆ 各種研究費の公募情報をHP上に掲載する等周知し、積極的な応募を促進する。また、応募・採択情報についてもHP上に掲載する。政府科学技術関係予算等大型の外部資金については、学術推進企画室を中心に、調整を図りつつ、応募課題を厳選し、獲得に努める。
- ◆ 研究成果を広く社会に公開するための講演会やシーズ発表会を積極的に企画実施することにより、共同研究などの件数の増加を図る。また、技術移転アソシエイトや特許流通アドバイザー等による研究室訪問を積極的に行い、特許の質の向上に努める。

○収入を伴う事業の実施等による自己収入の増加に関する具体的方策

- ◆ 平成20年度病床稼動目標値等による収入目標値を設定し、一般診療経費及び債務償還経費に見合う収入を確保するとともに、さらなる増収を図る。
- ◆ 公開講座等の各種の教育・研修事業の実施方法・内容・受講対象者等についての見直し・点検を継続して行い、より充実した公開講座等を実施する。
- ◆ 入試広報企画室ならびに各部局は、入学志願者に対する広報活動を積極的に展開するとともに、効果的な広報活動の方策を検討し、入学志願者の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○経費の抑制に関する具体的方策

- ◆ 効率化に伴う経費節減について、これまでの実績を踏まえつつ、経費節減の取組を進める。
- ◆ 平成17年度に人事計画検討委員会において策定した平成18年度～平成22年度の削減計画を着実に実行し、人的資源の効率的、効果的な配置を行う。
- ◆ ホームページで省エネに関するデータを公開するとともに、「光熱水料節減プロジェクトの部局リーダー会議」を中心に全学のエネルギー消費抑制を継続し、エネルギー管理の充実を図る。
- ◆ 施設等にかかる維持管理業務の効率化及びコスト削減を更に推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的な運用管理に関する具体的方策

- ◆ 取引金融機関のリスク監視体制として、株価、格付け及びディスクロージャー誌により、経営状況の監視を継続する。また、平成 18 年度から開始した資金運用を継続し、さらなる増収を図るとともに、資金の適切な管理に努める。
- ◆ 資産の有効活用を図るため、スペースマネジメント体制、全学共同利用スペースの共通規程を整備する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価システムを充実発展させるための具体的方策

- ◆ 各部局等は、新「点検・評価規程及び実施要項」に基づき、適切な自己点検評価を実施する。
- ◆ 平成 19 年度における目標値達成の検証結果を踏まえて、最終目標値を設定する。
- ◆ 新「点検・評価規程及び実施要項」により教育研究活動評価を実施し、その中で大学独自の点検・評価項目を策定する。
- ◆ 新「点検・評価規程及び実施要項」に基づき、大学評価対応室は、認証評価の結果において改善措置が必要な項目を検討して、実施部局等に勧告する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○教育・研究活動の公開性、透明性の確保に関する具体的方策

- ◆ 大学広報室を中心に、各部局の活動状況を、効率的かつ積極的に配信するように努める。
- ◆ C U F A（教員の研究業績等のデータベース）を活用して、外部公開用の研究者情報データベース（C U R T）の充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○良好なキャンパス環境を整備するための具体的方策

- ◆ キャンパスのフレームワークプラン（マスタープラン）に基づく施設整備により、病院整備等を着実に進める。また、施設マネジメントを効果的に推進する。
- ◆ 既存の施設を有効に活用するため、老朽施設の改修を計画的に進める。
- ◆ 西千葉キャンパス、松戸・柏の葉、亥鼻キャンパスにおける環境マネジメントシステム規格（I S

○14001)の内部監査等を含むシステムを確実に運用し、キャンパス環境の美化及び経費の節減を図る。

○施設の有効利用に関する具体的方策

- ◆ 全学共同利用スペースを「競争的スペース」と「共通スペース」の2つに分け、施設の更なる有効活用を推進するシステムを確立する。
- ◆ 講義室等の効率的活用により、学生及び学外者への開かれた利用を促進する。
- ◆ 起業を志す在校生・卒業生等を対象としたベンチャービジネス向けスペース貸与システムの適切な運用を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○教育研究の場に相応しい安全衛生管理を実現するための具体的方策

- ◆ 「安全衛生管理マニュアル改訂版」の利用について周知徹底し、自己点検を強化指導するとともに、採用時の安全教育及び定期的な再教育の実施と内容の充実を図る。
- ◆ 衛生管理者を増員し、これまで実施してきた作業環境測定や職場点検による職場環境の安全保持等を継続するとともに、環境安全や健康維持への啓発・啓蒙活動に努め、各事業場での徹底を図る。
- ◆ 放射線及び化学物質等を取り扱う職員を主な対象者として、安全衛生管理講習会への受講の徹底を図り、改善策として定めた本学の関係規程の周知と理解を深めるとともに、職員の安全衛生管理意識の向上に努める。
- ◆ 感染性疾患に対する予防と発症後の対応等に関する行動計画の整備を図るとともに、感染症の発生状況の情報を定期的に学内へ提供し、学生・職員における健康管理意識の向上に努める。

○安心して学べる場と安全な教育・研究環境を提供するための具体的方策

- ◆ 学生・教職員の事故防止を推進する。
- ◆ キャンパスの安全確保を図るため、平成19年度に導入された統一磁気カードによるセキュリティシステム等をさらに推進する。
- ◆ 「情報セキュリティ対策基準」を遵守し、情報システムの監査を定期的実施することにより、不正アクセスやウィルス被害等を防止する。
- ◆ ハラスメントに関する講演会、相談員に対する研修会を実施して解決機能を強化する。

○災害・事故等の緊急事態に対応するネットワークを形成するための具体的方策

- ◆ 防災危機要項及び災害時における行動マニュアルをもとに、各キャンパス合同の防災訓練を実施する。また、防災訓練を踏まえ更なる災害時の体制強化を図り必要な対策をとる。
- ◆ 策定した防災計画により、地域住民の防災拠点としての機能をより充実させる。また、松戸キャンパスに設置した防災危機対策連絡協議会において、地域住民との連携を一層強化し必要な整備を図る。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

45 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な資産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究・診療その他の業務の質の向上及び運営組織の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・西千葉団地耐震対策事業 ・医学部附属病院病棟・母子センター棟改修 ・看護師宿舎	総額 2,399	施設整備費補助金 (1,466)
		船舶建造費補助金 (0)
		長期借入金 (847)
		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (86)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 大学教員の任期制に関し、20年度は大学院薬学研究院及び看護学部の全教員組織に新規導入するとともに普遍教育センターにおいて助教の職を追加する。今後、さらに可能な分野について導入の検討を進める。
- (2) 柔軟な人員配置に関しては、部局や学問分野の枠を超えた調整・相互協力を図り、人員配置を行う体制の整備をさらに進めるとともに、学長裁量による教員枠（18年度設定）を活用し、教育研究活動の活性化、高度化に資する人員配置を引き続き行う。
また、職員削減数に関しては、現行削減計画（18年度～22年度）（17年度人事計画検討委員会策定）を着実に実行し、「組織再編と定員削減に向けての基本方針」（18年10月組織・人員計画委員会答申）を踏まえ、23年度以降の計画の具体化を引き続き検討する。
- (3) 事務系職員については、非常勤職員等を一般事務職員に採用するシステム（18年度導入）やグループ制（19年度導入）を検証し充実させるなど、柔軟かつ適正な人材の確保、人員配置を引き続き進める。
- (4) 職員の能力開発、勤務意欲の向上並びに組織及び人材の活性化を図るため、役割達成度評価及び職務行動評価により構成する人事評価制度（19年度試行）の検証を踏まえ20年度においても引き続き試行する。
- (5) 職員の資質向上を図るため、更なる研修内容の充実と大学運営に関する専門能力を有する職員の育成を進める。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 2,456人
また、任期付職員数の見込みを 351人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込 26,080百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	18,245
施設整備費補助金	1,466
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	686
国立大学財務・経営センター施設費交付金	86
自己収入	28,765
授業料及入学金検定料収入	8,548
附属病院収入	19,883
財産処分収入	0
雑収入	335
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,160
長期借入金収入	847
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	170
計	53,425
支出	
業務費	39,600
教育研究経費	21,081
診療経費	18,519
一般管理費	6,217
施設整備費	2,399
船舶建造費	0
補助金等	686
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,160
貸付金	0
長期借入金償還金	1,363
計	53,425

「施設整備費補助金」のうち、平成20年度当初予算額152百万円、前年度補正の繰越額1,314百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額26,080百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額19,460百万円)

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	51,464
経常費用	51,328
業務費	47,358
教育研究経費	6,252
診療経費	11,368
受託研究費等	1,235
役員人件費	121
教員人件費	15,608
職員人件費	12,774
一般管理費	1,404
財務費用	413
雑損	0
減価償却費	2,153
臨時損失	136
収入の部	51,499
経常収益	51,499
運営費交付金	18,034
授業料収益	7,351
入学金収益	1,111
検定料収益	299
附属病院収益	20,005
受託研究等収益	1,569
寄附金収益	1,172
施設費収益	34
補助金等収益	634
財務収益	25
雑益	528
資産見返運営費交付金等戻入	204
資産見返補助金等戻入	20
資産見返寄附金戻入	332
資産見返物品受贈額戻入	182
臨時利益	0
純利益	35
目的積立金取崩益	50
総利益	85

※収支が不均衡となる理由については、別表参照。

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,425
業務活動による支出	48,537
投資活動による支出	3,525
財務活動による支出	1,363
翌年度への繰越金	0
資金収入	53,425
業務活動による収入	50,856
運営費交付金による収入	18,245
授業料及入学金検定料による収入	8,548
附属病院収入	19,883
受託研究等収入	1,887
補助金等収入	686
寄附金収入	1,273
その他の収入	335
投資活動による収入	1,552
施設費による収入	1,552
その他の収入	0
財務活動による収入	847
前年度よりの繰越金	170

(別表) 収支計画の収支が不均衡となる理由

(単位:百万円)

区 分		附属病院	その他	計
①	附属病院償還金元金	950		950
②	病院の借入金を財源とした固定資産に係る減価償却費	▲ 858		▲ 858
③	国から承継された診療機器等の減価償却費相当額	9		9
④	病院収入による固定資産取得見込額	447		447
⑤	病院収入による固定資産取得(予定)の減価償却見込額	▲ 361		▲ 361
⑥	病棟新営に伴う撤去費等の発生	▲ 102		▲ 102
合 計		85	0	85

別表(学部の学科、研究科の専攻等)

文学部	行動科学科	308人
	史学科	132人
	日本文化学科	132人
	国際言語文化学科	148人
		※20人 (3年次編入学定員で外数)
教育学部	小学校教員養成課程	935人 (うち教員養成に係る分野 935人)
	中学校教員養成課程	400人 (うち教員養成に係る分野 400人)
	特別支援教育教員養成課程	80人 (うち教員養成に係る分野 80人)
	幼稚園教員養成課程	80人 (うち教員養成に係る分野 80人)
	養護教諭養成課程	140人 (うち教員養成に係る分野 140人)
	スポーツ科学課程	75人
	生涯教育課程	110人
法経学部	法学科	480人
	経済学科	680人
	総合政策学科	320人
理学部	数学・情報数理学科	180人
	物理学科	160人
	化学科	160人
	生物学科	140人
	地球科学科	200人
医学部	医学科	590人 (うち医師養成に係る分野 590人)
薬学部	総合薬品科学科	80人
	薬学科	120人
	薬科学科	120人
看護学部	看護学科	340人

工学部	都市環境システム学科 Aコース ※	120人	
	都市環境システム学科 Bコース	230人	
	デザイン工学科 Aコース ※	435人	
	電子機械工学科 Aコース ※	480人	
	メディカルシステム工学科 Aコース ※	120人	
	情報画像工学科 Aコース ※	405人	
	共生応用化学科 Aコース ※	330人	
	建築学科	70人	
	都市環境システム学科	50人	
	デザイン学科	65人	
	機械工学科	75人	
	メディカルシステム工学科	40人	
	電気電子工学科	75人	
	ナノサイエンス学科	35人	
	共生応用化学科	95人	
	画像科学科	45人	
	情報画像学科	80人	
		※80人	
		(※の学科の3年次編入学定員で外数)	
	園芸学部	生物生産科学科	184人
緑地・環境学科		152人	
園芸経済学科		64人	
園芸学科		136人	
応用生命化学科		64人	
緑地環境学科		140人	
食料資源経済学科		60人	
教育学研究科	学校教育専攻	10人	
		(うち修士課程	10人)
	国語教育専攻	10人	
		(うち修士課程	10人)
	社会科教育専攻	10人	
		(うち修士課程	10人)
	数学教育専攻	10人	
	(うち修士課程	10人)	
	理科教育専攻	12人	
	(うち修士課程	12人)	

	音楽教育専攻	10人 (うち修士課程 10人)
	美術教育専攻	10人 (うち修士課程 10人)
	保健体育専攻	10人 (うち修士課程 10人)
	技術教育専攻	6人 (うち修士課程 6人)
	家政教育専攻	6人 (うち修士課程 6人)
	英語教育専攻	10人 (うち修士課程 10人)
	養護教育専攻	6人 (うち修士課程 6人)
	学校教育臨床専攻	18人 (うち修士課程 18人)
	カリキュラム開発専攻	14人 (うち修士課程 14人)
	特別支援専攻	6人 (うち修士課程 6人)
	スクールマネジメント専攻	10人 (うち修士課程 10人)
理学研究科	基盤理学専攻	191人 〔うち博士前期課程 144人 博士後期課程 47人〕
	地球生命圏科学専攻	131人 〔うち博士前期課程 90人 博士後期課程 41人〕
看護学研究科	看護学専攻	83人 〔うち博士前期課程 50人 博士後期課程 33人〕
	看護システム管理学専攻	24人 (うち修士課程 24人)
工学研究科	建築・都市科学専攻	211人 〔うち博士前期課程 180人 博士後期課程 31人〕

	デザイン科学専攻	125人 〔うち博士前期課程 96人 博士後期課程 29人〕
	人工システム科学専攻	295人 〔うち博士前期課程 250人 博士後期課程 45人〕
	共生応用化学専攻	147人 〔うち博士前期課程 126人 博士後期課程 21人〕
園芸学研究科	環境園芸学専攻	270人 〔うち博士前期課程 210人 博士後期課程 60人〕
人文社会科学研究科	地域文化形成専攻	20人 (うち博士前期課程 20人)
	公共研究専攻	60人 〔うち博士前期課程 30人 博士後期課程 30人〕
	社会科学研究専攻	32人 〔うち博士前期課程 20人 博士後期課程 12人〕
	総合文化研究専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	先端経営科学専攻	20人 (うち博士前期課程 20人)
	文化科学研究専攻	12人 (うち博士後期課程 12人)
融合科学研究科	ナノサイエンス専攻	94人 〔うち博士前期課程 66人 博士後期課程 28人〕
	情報科学専攻	207人 〔うち博士前期課程 170人 博士後期課程 37人〕
医学薬学府	医科学専攻	40人 (うち修士課程 40人)
	総合薬品科学専攻	90人 (うち修士課程 90人)

	医療薬学専攻	44人 (うち修士課程 44人)
	環境健康科学専攻	116人 (うち4年博士課程 116人)
	先進医療科学専攻	168人 (うち4年博士課程 168人)
	先端生命科学専攻	208人 (うち4年博士課程 208人)
	創薬生命科学専攻	39人 (うち後期3年博士課程 39人)
専門法務研究科	法務専攻	150人 (うち専門職学位課程 150人)
特別支援教育特別専攻科	15人	
園芸学部園芸別科	80人	
附属幼稚園	160人 学級数 5	
附属小学校	805人 学級数 22	
附属中学校	525人 学級数 12	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	